受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～6　略］

7　平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十一年一月一日

8　［略］

9　［略］

10　［略］

11　［略］

12　［略］

13　平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十一年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～6　略］

7　平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十年十月一日

8　［略］

9　［略］

10　［略］

11　［略］

12　［略］

13　平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十年十月一日

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～6　略］

7　平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成三十年度看護師試験

8　［略］

9　［略］

10　［略］

11　［略］

12　［略］

13　平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成三十年度介護福祉士試験

［二・三　略］

四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してフィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の四の2又は五の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。

備考　表中の「一」の記載は注記である。

○法務省告示第百六十五号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

法務大臣　上川　陽子

受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～6　同上］

［加える。］

7　［同上］

8　［同上］

9　［同上］

10　［同上］

11　［同上］

［加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

［1～6　同上］

［加える。］

7　［同上］

8　［同上］

9　［同上］

10　［同上］

11　［同上］

［加える。］

七　［同上］

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人介護福祉士候補者又はフィリピン人看護師候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～6　同上］

［加える。］

7　［同上］

8　［同上］

9　［同上］

10　［同上］

11　［同上］

［加える。］

［二・三　同上］

四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してフィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の四の2又は五の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。